

# 眼

# 労 災 保 険

## の 障害等級認定基準の一部改正について

労災保険では、業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったときに身体に障害が残った場合に、その障害の程度に応じて、障害(補償)給付を支給することとしています。

障害の程度の判断にあたっては障害等級表(労働者災害補償保険法施行規則別表第1)に定める障害に該当するか否かを認定する必要がありますが、この障害等級認定の基準を定めたものが「障害等級認定基準」です。新しい基準は平成13年4月1日以降に障害(補償)給付の決定を行うものから適用となります。

### 1 視力の測定方法について

視力の測定に際し、矯正視力については、従来、眼鏡により矯正した視力に限ることとしていましたが、今後は、コンタクトレンズにより矯正した視力も採用することとしました。

新認定基準	旧認定基準
<p>①眼鏡による矯正視力 角膜の不正乱視が認められず、かつ、眼鏡による完全矯正を行っても不等像視を生じない場合</p> <p>②コンタクトレンズによる矯正視力 角膜の不正乱視が認められる場合又は眼鏡による完全矯正を行うと不等像視が生じる場合であってコンタクトレンズの装用が医学的に可能な場合</p> <p>③裸眼視力 眼鏡又はコンタクトレンズによる矯正が不能な場合</p>	<p>①眼鏡による矯正視力</p> <p>②裸眼視力 ①によると不等像視が生じ両眼視が困難となることが医学的に認められる場合</p>

※ なお、新認定基準においては、眼鏡による完全矯正を行えば不等像視を生じる場合でコンタクトレンズの装用が不能な場合には眼鏡矯正の程度を調整して不等像視の出現を回避し得る視力によることとなります。

### 2 視力障害の評価方法について

「失明」については、従来は「光覚弁(明暗弁)」、「手動弁」又は「指数弁」が含まれるか否かが明らかにされていませんでしたが、今後は、「光覚弁(明暗弁)」及び「手動弁」は「失明」に含まれ、「指数弁」は含まないこととしました。

- ①「光覚弁(明暗弁)」……………暗室にて眼前で照明を点滅させ明暗を弁別できる視力
- ②「手動弁」……………検者の手掌を眼前で上下左右に動かし動きの方向を弁別できる視力
- ③「指数弁」……………検者の指の数を答えさせそれを正答できる最長距離を測定する視力(例えば50cmの距離で正答できれば50cm/指数弁=0.01)

新認定基準	旧認定基準
「失明」とは、眼球を亡失(摘出)したものの、明暗を弁じ得ないもの及びようやく明暗を弁じることができる程度のものをいい、 <u>光覚弁(明暗弁)又は手動弁が含まれる</u>	「失明」とは、眼球を亡失(摘出)したものの、明暗を弁じ得ないもの及びようやく明暗を弁じることができる程度のものをいう

### 3 調節機能障害の評価方法等について

- (1) 調節機能障害の評価方法について、従来は、障害を残した眼の調節力と日本人の年齢別調節力とを比較して障害の評価を行っていましたが、今後は、障害を残した眼の調節力と障害のない眼の調節力とを比較し、障害評価を行うことを原則としました。

新認定基準	旧認定基準
① 一眼を被災した場合で、被災していない眼の調節力に異常がない場合の調節機能障害の判断	
被災した眼と被災していない眼の調節力とを比較して1/2以下に減じている場合に認める	被災した眼と日本人の平均的な調節力とを比較して1/2以下に減じた場合に認める
② 両眼を被災した場合又は一眼を被災し、被災していない眼の調節力に異常が認められる場合の調節機能障害の判断	
被災した眼と5歳毎年齢の調節力(下記(3)の表参照)とを比較して1/2以下に減じている場合に認める	被災した眼と日本人の平均的な調節力とを比較して1/2以下に減じた場合に認める

- (2) 調節機能障害の補償の対象とならない者の範囲について、従来は、一律に50歳以上の者としていましたが、今後は、次の①又は②に該当する者としてしました。

- ① 一眼を被災した場合は、被災していない眼の調節力が1.5D以下である者  
 ② 両眼を被災した場合又は被災した眼が一眼で被災していない眼の調節力に異常が認められる場合であって55歳以上の者

新認定基準	旧認定基準
① 被災していない眼の調節力が1.5D以下の者	50歳以上の者
② 両眼を被災した場合又は一眼を被災し被災していない眼の調節力に異常が認められる場合には55歳以上の者	

- (3) 日本人の年齢別の平均的調節力の表を次のとおり改めました。

#### 5歳毎年齢の調節力

年 齢	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65
調節力(D)	9.7	9.0	7.6	6.3	5.3	4.4	3.1	2.2	1.5	1.35	1.3

(注：この項目において「D」はジオプトリーの略)

表に示した年齢は、例えば「40歳」については「40歳から44歳まで」(治ゆ時の年齢)のものに対応するものとして取り扱います。

このリーフレットの内容につきましてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局労災補償課又は厚生労働省労働基準局補償課にお問い合わせください。